

～鹿屋市高齢者サロン等加入促進事業Q&A～

(問1) 最初で何か登録申請が必要なのか？

登録申請は必要ない。社協のサロン登録又は高齢者地域支え合いグループポイント事業の登録をしているグループは助成の対象となる。

(問2) 事業名に「サロン等」とあるがどのような活動が対象となるのか？

サロン・見守り・施設訪問・清掃・地域パトロール・子育て支援など、社協のサロン登録グループや高齢者地域支え合いグループポイント事業に登録しているグループで行う助成対象活動が対象となる。

(問3) 新規加入者（他のグループに属しているか）はどのように判別するのか？

社協のサロン登録又は高齢者地域支え合いグループポイント事業で、各グループの前年度末時点の名簿に基づき、グループ名簿全体から判別する。

(問4) 65歳未満の新規加入者は助成の対象となるのか？

対象とならない。ただし、65歳に到達した時点から助成の対象となる。

(問5) 新たなグループを設立した場合も対象となるのか？

設立時に社協のサロン登録もしくは高齢者地域支え合いグループポイント事業の登録をすれば65歳以上の参加者全員が助成の対象となる。

※助成対象は65歳以上の方のみだが、参加者に65歳未満の方がいても構わない。

(問6) 助成人数に上限はあるのか？

助成人数の上限は設けていないが、単年度における助成額は、1グループ当たり5万円を上限とする。

(問7) 助成金申請の時期は決まっているのか？

助成要件（本市に住所を有する65歳以上の方が3か月を超えて在籍し、概ね1年以内に3回以上参加）を満たした年度の3月にまとめて申請する。それに基づき、翌月に助成金を交付する。

(問8) 申請する3月末時点で3回参加していない新規加入者は対象とならないのか？また、3月末時点で3回以上参加しているが、在籍期間が3か月経っていない新規加入者は対象とならないのか？

3月末時点で3回参加していない場合や加入してから3か月在籍していない場合は、翌年度に申請を繰り越し、翌年度要件を満たした場合、助成の対象となる。

(問9) グループを一度退会した人が再加入した場合は対象となるか？

対象とならない。